

## 令和元年度・令和2年度等に交付・施行された主な人権にかかわる法律

法律名	主な内容	公布日	施行日
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>全文に国会と政府の反省とおわびを明記。</li> <li>請求に基づき、家族と証明できる資料の確認や外部有識者による認定審査会の審査を経て、厚生労働省の認定で支給。請求期限は5年内とするもの。</li> </ul>	R1.11.22	公布日
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>差別禁止や名誉回復、福祉増進などの諸規定の対象として、ハンセン病元患者だけでなく「家族」を新たに加える。</li> <li>国立ハンセン病療養所の医療や介護の体制を充実させることを努力義務とする等に改正するもの。</li> </ul>	R1.11.22	公布日
母子保健法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等(産後ケア)を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。(母子保健法に位置づけ)</li> </ul>	R1.12.6	2年を超えない範囲内で政令で定める日
新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律	<p>新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済等に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定された法律を、暫定措置として、新型コロナウイルス感染症をこの特措法の適用対象とする旨改正するもの。</p>	R2.3.13	R2.3.14
労働基準法の一部を改正する法律	労働基準法における賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間経過措置を講ずるため改正するもの。	R2.3.31	改正民法の施行の日 R2.4.1
雇用保険法等の一部を改正する法律	高齢者、複数就業者等に対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を図るため、雇用保険法、高齢者雇用安定法、労災保険法等において必要な措置を講ずるとともに、失業者、育児休業者等への給付等を行う基盤となる雇用保険制度の安定的な運営を図るため、育児休業給付の区分経理等の財政運営の見直しを行う。併せて、現下の雇用情勢等に鑑み、2年間に限った保険料率及び国庫負担の暫定的な引下げ等の措置を講ずるもの。	R2.3.31	R2.4.1
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律	<p>ユニバーサル社会実現法の公布・施行高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、教育啓発特定事業を追加する等、国民の理解の増進及び協力の確保を図る制度整備等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化</li> <li>国民に向けた広報啓発の取組推進</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)主務大臣に文部科学省を追加。</li> </ul> <p>新学習指導要領に基づき「心のバリアフリー」教育を推進(小学校2020年度～、中学校2021年度～全面実施)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー基準適合義務の対象拡大</li> </ol>	R2.5.2	R2.6.19及びR3.4.1

法律名	主な内容	公布日	施行日
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律	<p>自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から改正（3年毎の見直し）を行ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者自身が、自分の個人情報の「利用停止」「消去」「第三者提供の停止」を要求できる。（企業については、これらの対応を義務化）</li> <li>・個人情報には該当しないデータでも、企業が個人として照合して利用する場合、本人の同意を義務づけ</li> <li>・6ヶ月以内に消去するデータも該当すると変更され、個人情報漏えい時の報告と本人の通知の義務化</li> </ul> <p>命令違反の場合の罰金の引き上げ（企業は最高額1億円以下）</p>	R2.6.12	<p>一部を除き交付の日から起算し、2年を超えない範囲で政令で定める。</p> <p>※1 法定刑の引き上げ（R2.6.12から）</p> <p>※2 個人データを第三者に提供しようとする際の経過措置（交付の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める。）</p>
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	<p>地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるもの。</p>	R2.6.12	R3.4.1
聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律	<p>聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定</li> <li>② 聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービス（通訳オペレータ（手話通訳者等）が手話又は文字と音声を通訳すること）を、公共インフラとして令和3年度中に開始予定〈24時間・365日のサービス提供、（緊急通報110番等）への接続、双方向化〉</li> </ol>	R2.6.12	<p>交付の日（令和2年6月12日）から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行</p>
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金を受けることができなかったものに対して新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業等を行うことができることとともに、雇用保険の基本手当の給付日数を延長する雇用保険法の特例措置等を講ずるもの。</p>	R2.6.12	R2.6.12